KSKQ(あいえるらくがき帳 No.223)第三種郵便物承認　通巻第 10429 号　2023 年 1 月 26 日発行(1)

【KSKQ】 2023 年 1 月号 No.223

あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・5・6・8の日）発行

謹賀新年

GH あいえるでは、毎年 12 月 31 日の大晦日に、入居者の皆さんとおせち作りを行っています♪　サツマイモを茹でて、フードプロセッサーでつぶして栗きんとんを作ったり、圧力釜で煮豚を作ったりしています！

一年の締め括りイベントとして皆さん楽しまれています♪

おせち作りの詳しい様子は是非ブログを見てください♪

もくじ

〇日本政府は障害者権利委員会の勧告を無視するのか？(障害者のついーと)
——当事者スタッフのコラムです

〇お金とやりがい～グループホームでの支援 後編～(支援？介助？)
——GH のある入居者さんの支援について解説します

〇グループホーム制度～サテライト型 GH とは～(制度のア・レ・コ・レ)
——サテライト型グループホームについて紹介します

https://aiel.or.jp

あいえる協会
公式サイトはこちら

障害者のついーと

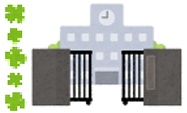

本政府は『障害者権利委員会』の勧告を無視するのか？

日本は 2007 年 9 月に〝障害者権利条約〟『障害者の権利に関する条約』に署名しました。そして今年の 9 月、国連の障害者権利委員会は、日本が条約批准以降どのような取り組みをしてきたのかについて審査を行い、日本政府に対する改善勧告を出しました。

勧告で協調されているもののひとつは、入所施設をなくしていく脱施設について。もうひとつは、障害のある子とない子が共に学ぶインクルーシブ教育についてです。

脱施設については、『5 年でこれぐらいの人を施設から地域に移行してもらえるように支援する』そして『施設を減らしていく』『そのために予算を振り分けていく』という計画が必要であると勧告しています。また、権利委員会の委員からは、2016 年に『津久井やまゆり園』で起きた事件について、『事件があっても、なお入所施設で暮らすことについて考えなおしたことはありますか』とするどい疑問を投げかけました、それに対して日本政府は、『日本の施設は檻や塀に囲まれた場所ではない。お花見のシーズンには施設の中や外でも桜を見ることができる』と、訳の分からない回答がありました。

また勧告では、『障害のある子どものインクルーシブ教育の権利を認める事』『あらゆる教育段階で合理的配慮や必要とする個別の支援を確保し、それを実現していくために国の行動計画を策定して採用すること』を日本政府に求めました。また、今年 4 月に文科省から出された『特別支援学級に在籍している児童生徒は週の半分以上を特別支援学級で過ごさなければいけない』という分離を強める通達は廃止しなさい、と勧告しました。これに対して、永岡桂子文科相は 9 月 13 日の会見で『現在、多様な学びの場において行われている特別支援教育を中止することは考えていない。勧告の趣旨を踏まえて、引き続きインクルーシブ教育システムの推進に努めたい』と述べ、現行の特別支援教育の取り組みを進める考えを表明しました。

今回の改善勧告は、権利条約という国際基準と日本の現状が大きく乖離していることが明らかになりました。子供の時に『分ける』特別支援教育は、それが一生涯につながっていき、入所施設につながっていき、一体のものとして声をあげていかなくてはならないと思います。

ホームページのブログへ続きます！

支援？介助？

お金とやりがい～グループホームでの支援 後編～

今回は、前回に引き続き、グループホーム（以下 GH）で関りを持つようになった、入居者 A さんの支援についてお話ししたいと思います。

長期休暇の**苦手意識**が改善された A さんでしたが、それと並行して、**お金**の使い方について一緒に考えました！

入居当初は、1 ヶ月の生活費を月の前半で使ってしまい(+_+)余暇の楽しみ等が出来ない為、1 日寝てしまう事もあり、気持ちも**不安定**になっていました((+_+))

そこで！　A さんと話合い、お金を使う目的ごとに細かく**分類**して、**分かりやすく計画的に使える**ようにしました！　初めのうちは欲しい物が優先してしまい、必要な物が買えなくなってしまった事もありましたが、何度か失敗しながらも、最近は、A さん自身でお金の残金を確認し計画的に使う様になりました。

それから！生活に変化が…

生活介護に通所されている当初から、ミサンガや米のもみ殻剥き等、集中した作業が得意な A さん！　**お金を稼ぎたい！働きたい！**との希望もあり、工賃がでる作業所を探し就労を始めました。

作業中は**全集中**で作業しておられ、A さんの得意な部分が大いに発揮されていました(/・ω・)/

なんといっても！　A さんの作業場での**楽しみは**(^^)!ボリューム満点の昼食や・工賃をもらって好きな物を買う時だそうです（※本人談）

そして！働き始めてから、お母さんとも電話で話すことが多くなりました！今作業所で頑張っている事の報告や、時には作業所での悩みを相談、お母さんに料理のレシピを教えてもらい、休日に自身で作ったりしています。お母さんからの叱咤激励が、A さんの気持ちの安定にも繋がっているようです。

そんなこんなで！気持ちがしんどくなって不安定な時もありますが、GH での生活を楽しんでおられます。

私も、A さんとの関りの中で、支援の難しさを感じる事もありますが、A さんが楽しく生活されている姿を見ると、支援の嬉しさも感じます。

（文責：井ノ本）

制度のア•レ•コ•レ

グループホーム制度 ～サテライト型グループホームとは～

「一人暮らしは難しくとも、地域で生活したい」「けどお金の管理が難しい」「所々で介助が必要」など、障がい者の声に合わせた生活の場であるグループホーム。生活を一人で送ることに対しての不安や、サポートを受ける必要がある方々が、１つの家屋の中で、何人かの方と一緒に生活を送っています。

一方で「一人暮らししたいが、いきなり一人は不安」「みんなと過ごすのは楽しいが、すべて人と一緒はしんどい」という方もおられます。そのような方のニーズに合わせた制度として「サテライト型グループホーム」があります。

サテライト型は、単体ではグループホームにはなりません。同一事業者の運営する、本体になるグループホームが必要となります。

食事などの時間は本体ホームで過ごすこと、住居面積や本体ホームとの移動時間が 20 分程度までであること、ホーム職員の 1 日複数回の訪問などが原則として定められています。

3 年を目途に、一人暮らしへと移行するように定められていますが、難しい場合については行政と協議することになっています。

また、移行の際に、別の場所に引っ越すか、その部屋を自分の部屋として契約するかも調整します。

現状の制度では、一人暮らしへのステップとしての運用を前提としているようですが、この形での生活を継続したい方も大勢おられます。そういった希望も叶えられるように、期限を定めないよう求めたいところです。

サテライト型図解

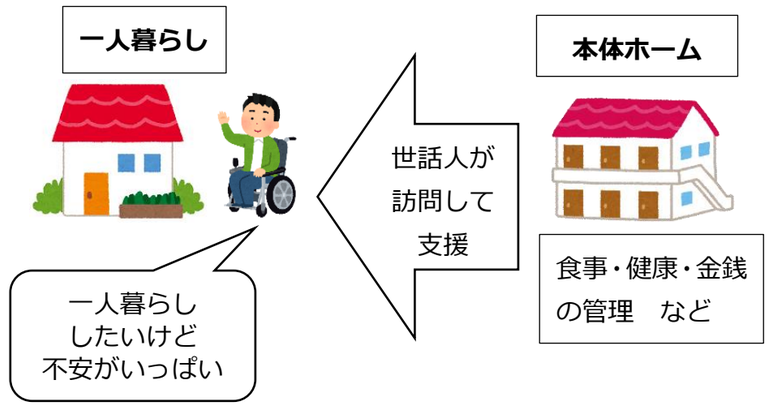

お知らせコーナー

みんなのぬくぬく～交流スペース～

■次回ぬくぬくスケジュール■

1月１８日　2月１５日

地域の方へテイクアウト再開しました！

障害者福祉の動向

１２月１３日…相模原事件 最高裁が弁護士の審理再開の申し立てを退ける

１２月１５日…障大連と大阪市の交渉(全般・介護・GH・地域)

１２月１６日…障大連と大阪市の交渉(権利・交通・教育)

１２月１９日…全国一斉旧優生保護法相談会

１月１８日…GH 追い出し裁判(大阪高裁)

３月２３日…強制不妊手術裁判(大阪高裁)

★ヘルパーさん大募集★

時給：1320 円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週１日～OK!※応相談！

連絡先：ヘルプセンター・ホップ
住吉区長居１－３－１９ 和光第３ビル３F
TEL:０６－６６９４－５１４６
お気軽にお問い合わせください！

『藤本さんの好きに迫ってみた』連載中！
ついに神奈川へ！　二本立てです！

住吉区地域自立支援協議会

■障がい者の暮らし何でも相談■

日程：１月２５日(水)、２月２２日(水)　１１時～１４時

場所：住吉区役所

＊コロナ流行のため、実施に関しては HP からご確認ください

住吉区地域自立支援協議会 HP

編集人・発行人

■編集人■

社会福祉法人あいえる協会ライフ・ネットワーク（生活介護事業所）

〒558-0004　大阪市住吉区長居東 3-8-25　ふぁみーゆ長居Ⅱ１F

ＴＥＬ：06-6607-8260　　ＦＡＸ：06-6607-5503

郵便振替口座　00960-5-137458　年間購読料 600 円（定価 100 円）

■発行人■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ﾋﾞﾙ４F

社会福祉法人あいえる協会

法人本部
ヘルプセンター・ホップ
自立生活センター・まいど
グループホーム・あいえる
グループホームほんわか
ウィル
ライフ・ネットワーク
ピア・エンジン（分所）

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・5・6・8の日）発行